①. 義歯新製後の床リソウの請求

1か月経過すれば算定可　（2か月～6か月　50/100）➡1/10SET→2/10 以降で算定可

1か月以内に床リソウを行う場合は修理点数（50/100）で算定すること

補診　算定不可

傷病名　「義歯破損」「義歯不適」　修理病名が望ましい

「MT・リソウ」で修理請求の場合　病名不一致となるので

摘要記載「義歯新製1か月以内の床裏装」が必要

（例外）即時義歯を硬質材料で床リソウした場合

旧義歯が軟性リソウ済で新義歯も軟性リソウを行う場合

1月以内の床リソウ算定可　補診も算定可

②. 床リソウ → 床リソウ　床リソウ → 修理 → 床リソウ　の間隔

特に制限なし➡10年以上前は3か月空けるという規制があったが現在はなし

新製が予定されている場合の床リソウは、修理で算定する事

裏装で終了予定だったものの、翌月以降にやむを得ず新製に移行の場合は実態通りの算定

③. 義歯新製から義歯新製までの6か月規制の例外

印象から印象までの期間、新義歯製作が制限される

摘要記載　（厚労省コードで入力すること）

イ　他の保険医療機関において、6か月以内に有床義歯を製作していないことを患者に確認した場合➡摘要記載不要。しかしカルテには「確認済」と記載した方が良い

ロ　遠隔地への転居のため通院が不能になった場合

ハ　急性の歯科疾患のため喪失歯数が異なった場合

ニ　認知症を有する患者や要介護状態の患者であって、義歯管理が困難なために有床義歯が使用できない状況（修理が困難な程度に破損した場合を含む。）となった場合

ホ　その他特別な場合（災害又は事故等）➡理由を摘要記載

尚、二又はホの理由による場合は、該当する記号及び具体的な内容を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること

未来院請求後、適合が不良のため保管中の義歯の装着が困難な場合

④. 義歯装着後、6か月以内の義歯修理

50/100の算定

増歯を行う修理についても、50/100での算定となるので注意

➡以前は増歯は100/100だったが現在は50/100

⑤. 補診算定について

1装置につき、　義歯新製　（90点）

床リソウ・増歯の義歯修理　（70点）

補診算定ができない場合

義歯新製　→　3か月以内の増歯・修理

義歯増歯・修理　→　3か月以内の増歯・修理

同部位の義歯に限り算定不可、他部位の義歯の場合は算定可　➡上下は別々に算定可

増歯・修理の場合のみ摘要記載が必要（1回目・前回算定年月日）

（重複注意）　補診・義歯増歯 imp　→　補診・義歯増歯修理装着　補診が2回

⑥. 咬座印象による義歯作製の場合

T. cond → 補診・BT・T. cond → 咬座印象（補診…この時点でも良いが）

着手時点が望ましい　「T-cond は義歯作製に着手する前に」だが咬座印象の場合は認める

⑦. 義歯の鉤歯・対合歯の削合（咬合調整）の算定

義歯新製または修理の場合に 1 回　（上下顎同時に製作する場合も 1 回のみ）

新製 → 修理　修理 → 新製　修理 → 修理　新製 → 新製（他部位）

いずれの場合も 3 か月以内は算定不可

⑧. 即時義歯を装着した同日、抜歯と同日に増歯修理を行った義歯に対しての T. cond 算定可

傷病名 「MT」「床下粘膜異常」　摘要記載 即時義歯

「MT・増歯」と「床下粘膜異常」の両方が必要です

⑨. T. cond の回数・期間

回数・期間の制限はありませんが妥当適切に　1W に 1 回程度

T-cond は義歯新製か床リソウの前処置なので最終補綴が必要です。➡延々と T-cond が出るのはダメ

⑩. 増歯修理と同日の試適料の算定

修理 imp　BT　人工歯試適　算定可

即時義歯作製時は算定不可なので注意

⑪. 義歯が上下 2 床の場合であっても、歯リハ1・T. cond・義管の3つ同月算定

病名があっても同月算定不可です　同月は 2 項目まで算定可

⑫. 歯リハ1算定後の、同月の義管

同部位の旧義歯で歯リハ1を算定した場合は、同月の義管　算定可

旧義歯と他部位の義歯を新製し装着した場合はいずれかの算定

➡例）下顎義歯　Dul…歯リハ→同月に上顎義歯新製…義管・・・不可

⑬. 義管の算定

新製した義歯の歯数で算定

新製義歯が 8 歯以下で対顎が総義歯又は 9 歯以上の局部床義歯の場合　190 点

義管「困難なもの」は算定不可

（但し、歯リハ1の場合は対顎の義歯の歯式を含めた歯数で算定する）

歯リハ➡例）下顎の PD を調整しても上顎 FD を歯式に含めて病名付けていれば 240 点で算定可（一口腔単位なので）

⑭. 義歯関係の傷病名と歯管

MT　リソウ　ハソン　床下粘膜異常　Dul　　これらの病名での歯管は算定不可

Dul が悪化して、Stom の診断となれば、口腔粘膜疾患なので、歯管算定可

⑮. 残根上義歯

摘要欄に部位の記載は必要ないが、その旨は必要　「　残根上義歯　」
残根を抜歯する場合もその月は摘要記載が必要（病名が重複するので）
残根上義歯で歯を根面被覆して保存する場合は修形・充形ではなくKPでの算定
処置歯を根面被覆した場合は、P病名の歯式に入れて、歯周治療が算定可
➡逆に「残根上義歯」があると審査上、根面被覆しているとみなされるので注意

⑯. 歯科技工加算

修理及び床リソウの場合　　当日は50点・翌日は30点加算
修理は1床につき　リソウは1顎につきです
新製6か月以内の修理及び床リソウは50/100の算定ですが、歯科技工加算は所定点数
訪問診療での歯科技工加算は50/100加算が算定できる　➡院内でも技工指示書が必要

⑰. 保持装置

651｜156欠損の義歯では2歯連続欠損なので保持装置は算定不可
バーの使用が必須条件で1歯の中間欠損の場合に限る
1か所につき1装置60点です

⑱. 補綴隙及び1歯分の間隙

補綴隙は総義歯では算定不可
局部床義歯の場合に65点の算定可
傷病名欄に△で表示する。又は摘要欄に「〇〇間隙に補綴隙」と記載する
1歯分の間隙があり、有床義歯の人工歯歯数が1歯分増加する場合、病名に△で表示する
有床義歯の請求は 配列した 人工歯数により算定する
欠損歯数と補綴歯数が一致しないため、摘要記載「欠損歯数と補綴歯数の不一致」

⑲. 義歯関係の算定での期間制限と再度の初診

期間内に減算、算定不可となるもので、再度の初診によってリセットされる 項目
新製有床義歯管理料（1年）
義歯新製後、6か月以内の床リソウ・修理の減算
新製・増歯修理で補診算定後、3月以内の再度の補診算定
咬合調整の二（3か月）
咀嚼能力検査（6か月）
下顎総義歯軟性リソウによる床裏装後、6か月以内のT-cond
リセットされない項目：　義歯新製（印象～印象）6か月規制

⑳. 一顎2床

装置毎に印象　BT　補診　等は算定可　　義管は1回
病名欄は別々の歯式で表記　　摘要欄　一顎2床
➡部位病名は分けて記載　　7 6｜｜4 5 6　MT

㉑. 未来院請求

装着予定日　又は　咬合採得後、試適予定日から1月以上経過後した場合
完成前であっても、人工歯　鉤　間接支台装置　バー　等は請求できる
患者死亡の場合は、1月以内に請求できる
外傷などで、鉤歯が喪失した場合は請求できる。➡クラスプ請求可
装着前に外傷等で、欠損部位が異なって義歯の装着が困難になった場合、請求可➡摘要に理由記載